

知的財産に係る手続き (参考資料)

生研支援センター企画情報部企画課

Copyright © 2025 BRAIN all Rights Reserved.

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

1. 委託契約書の用語の定義
2. 委託事業における“特許権等”の帰属
3. 知財関連手続きの流れ
4. 令和7年度の主な改正内容
5. 知財関連手続きの使用様式（一覧表）
6. 知財関連様式の留意点
7. 知財様式・広報様式の掲載場所
8. 「知的財産に関する手続き等」のページについて

1. 委託契約書の用語の定義

試験研究委託契約書（以下、「委託契約書」と表記） 第27条（用語の定義）

特許権等：「知的財産権」に相当

- 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権
及び これらを受ける権利
- 著作権
- ノウハウ

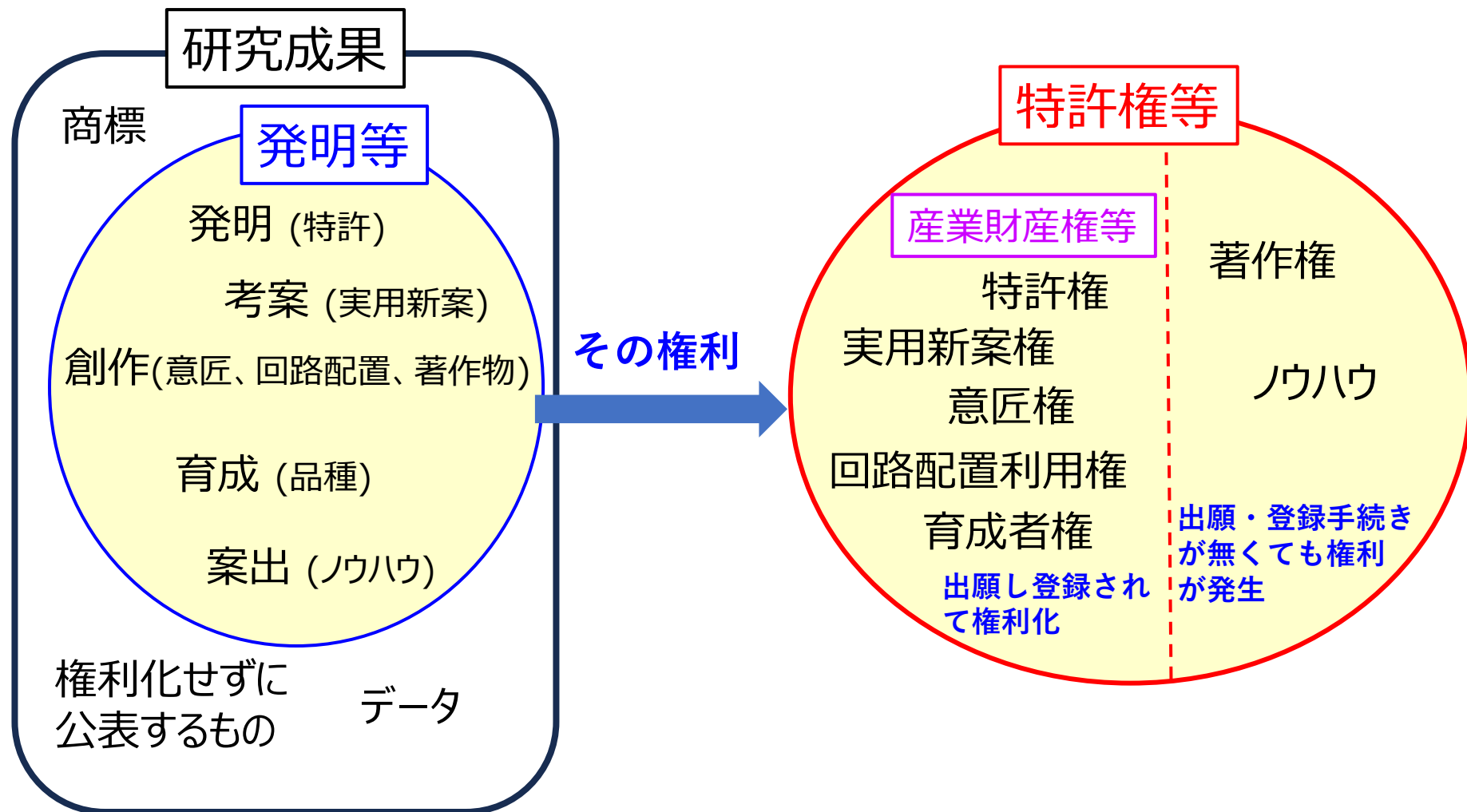
発明等：特許権等の保護対象になる内容（発明、考案、創作、育成、案出）

実施：特許権等の個別の法律に書かれている「実施」、「利用」又は「使用」行為

例）特許の場合

- ①物の発明⇒ その物の生産、使用、譲渡等、輸出/輸入、譲渡等の申し出
 - ②方法の発明⇒ その方法を使用する行為
 - ③物を生産する方法の発明⇒ ②の行為のほか、その方法により生産した物についての①の行為
- ※試験研究段階でも実用段階でも、①～③に該当すれば、「実施」という。

1. 委託契約書の用語の定義



2. 委託事業における“特許権等”の帰属

国は、研究開発者のインセンティブを増強し、研究成果の普及を促進するため、委託事業の受託者が所定の事項を国に約束することを条件として、国の委託研究開発やソフトウェア開発で得られた特許権等を、国が譲り受けない（100%受託者に帰属させる）旨を定めている。

（日本版バイ・ドール制度：産業技術力強化法第17条）

生研支援センターでは、以下の規定を委託先が約し遵守する場合に限り、委託事業の研究成果に係る特許権等を、生研支援センターが譲り受けない（委託先に帰属する）と定めている。

委託契約書 第33条（特許権等の帰属）第1項

1. 研究成果に係る発明等を行ったとき、出願等を行ったとき及び設定登録を受けたときは生研支援センターに報告すること
2. 国の要請に応じて、公共利益のために特に必要な場合は、生研支援センターまたは生研支援センターが指定した者に無償実施又は利用することを許諾すること
3. 正当な理由なく相当期間特許権等を活用していない場合には、国の要請に応じて当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
4. 第三者に当該特許権等の移転、独占的通常実施権の許諾又は専用実施権の設定若しくはその移転の承諾をするときは、例外として定めた場合を除いて、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること
5. 当該特許権等が国外で実施される場合は、例外なくあらかじめ生研支援センターの承認を受けること
6. 委託先は、4. 及び 5. において生研支援センターが条件を付して承認したときは、その条件を遵守すること

3. 知財関連手続きの流れ

※数字は実施要領Ⅲ章の該当規定

契 約 締 結

- ・契約締結後速やかに、全ての研究成果について、創出見込み時期、権利化や秘匿化、公知化といった知的財産の取扱い及び活用方針を定め、(知財様式6)を提出：2(2)
- ※知的財産の取扱い方針を提出した後、当初想定していなかった研究成果が得られたときや知的財産の取扱い方針を変更したときは、速やかに(知財様式6)を変更して再提出：2(2)①
- ・データマネジメントプランを、原則研究開始前に提出：2(3)

知的財産の
取扱い方針の
提出

研 究 開 発

<秘匿化>

<権利化>

<権利化せず公知化>

試験研究成果に係る発明等が創出されたときは、特許権等の出願等の1ヶ月前までに、著作権の対象となるものは遅滞なく、秘匿化するものはノウハウとして指定したときに(知財様式1)を提出：7、9(1)①

発明等の創出
に関する報告

特許権等を出願したときは、60日以内(外国出願の場合は90日以内)に(知財様式2)を提出：9(2)

出願の報告

随時

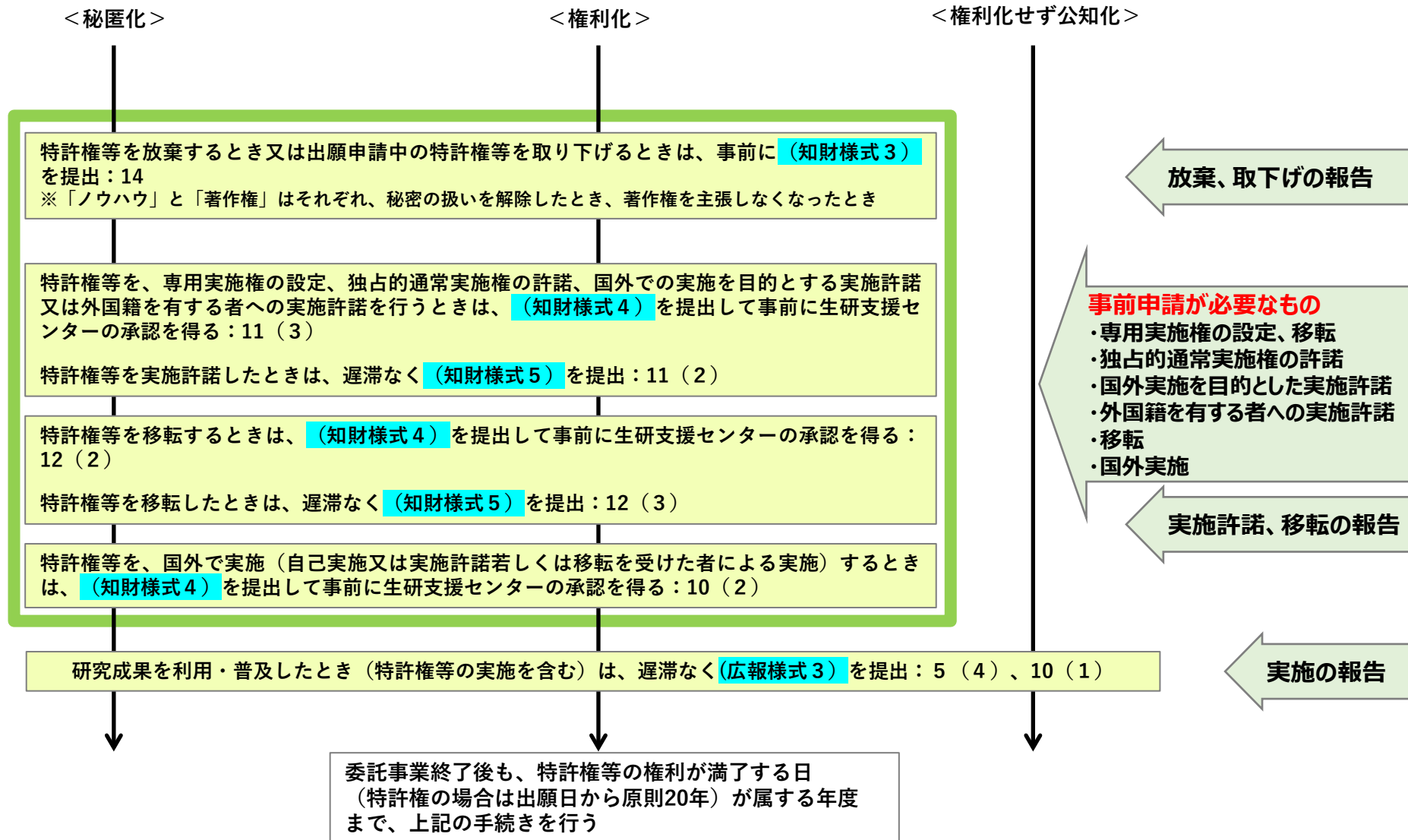
論文投稿・口頭発表等、研究成果を公表又は協力機関以外の第三者に提供するときは、事前に(広報様式1)を提出し、事後にも同様式で報告：5(1)

公表等の事
前・事後報告

特許権等が登録されたときは、60日以内(外国での登録の場合は登録から90日以内)に(知財様式2)を提出：9(3)

登録の報告

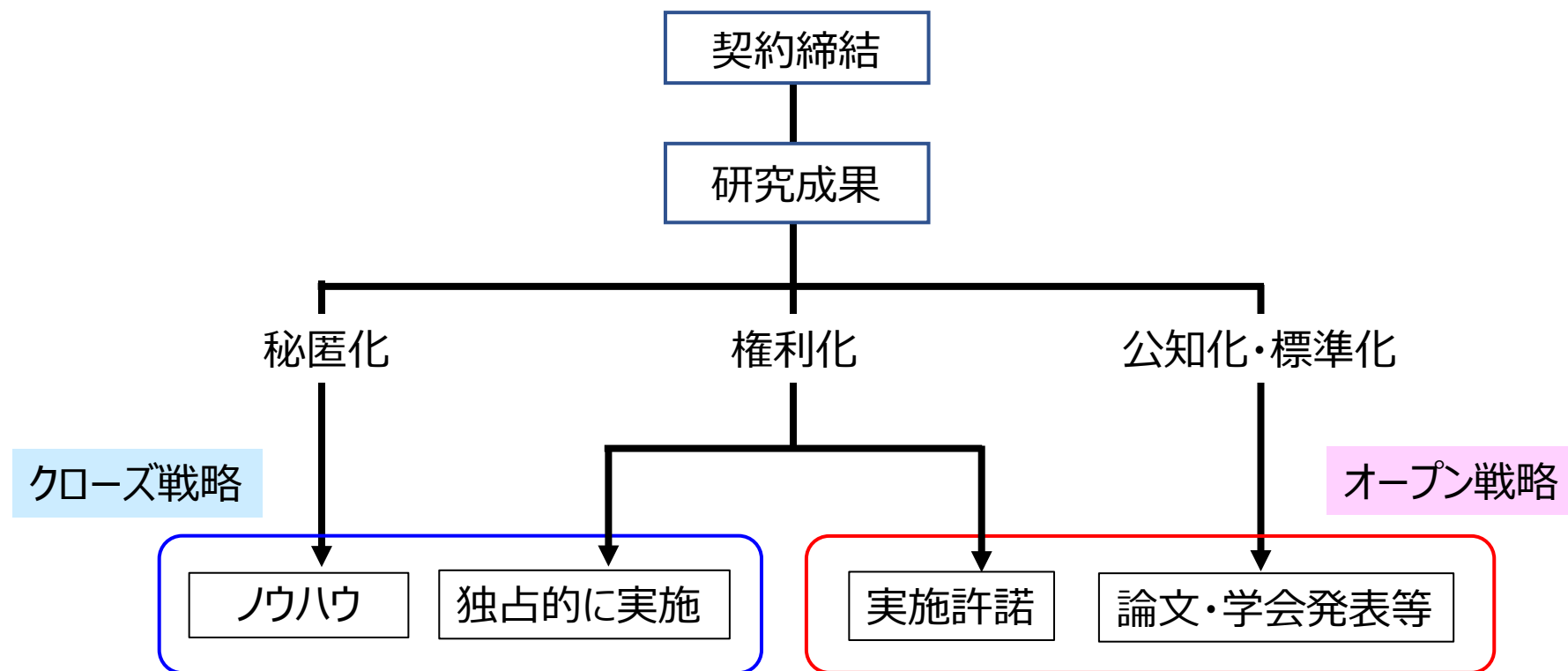
3. 知財関連手続きの流れ



3. 知財関連手続きの流れ

オープン・アンド・クローズ戦略

自ら保有する知的財産をオープンに活用する戦略と、守るべき技術を見極めて秘匿化する戦略を組み合わせることで技術の価値を最大化する取組



農林水産業・食品産業等の現場とも連携しつつ、権利化と秘匿化の組合せや複数の知的財産権の組合せに取り組む。

4. 令和7年度の主な改正内容

	項目	改正内容	委託契約書 実施要領
1	条件付き承認時の付帯条件遵守	生研支援センターが事前申請の承認時に付帯条件を付したときは、申請者は付帯条件を遵守する規定を新設。	委託契約書第33条第1項第六号 実施要領Ⅲ章8.(1)⑥
2	出願等及び設定登録等の際の運用	知財様式2（特許権等出願通知書（兼登録通知書））の報告期限について、国内案件は事象発生後90日以内→60日以内に変更。	委託契約書第34条第2項、第3項 実施要領Ⅲ章9.(2)、(3)
3	出願前の移転	協力機関以外の第三者との共同出願の場合は出願前の特許権等の移転扱いとなり、事前申請の対象となる旨を明記。	実施要領Ⅲ章16.、17. 柱書
4	合併等の場合の措置	構成員の会社の合併、分割等が生じた際に社会実装ができないおそれがあると生研支援センターが判断し、再実施権付き通常実施権を要求した場合は、生研支援センターに無償で実施許諾させる規定を新設。	委託契約書第37条の2 実施要領Ⅲ章13.
5	単年度契約の事業の特許権等の報告や申請の取り扱い	単年度契約の事業の報告や申請について、最新（終了事業は最終年度）の契約内容が適用される規定を新設。（複数年度契約と同じ扱いにする）	委託契約書第41条の2、第55条第1項第二号 実施要領Ⅲ章18.
6	特約条項	外国研究機関が参画する場合、その他生研支援センターが必要と認める場合は別途特約条項を定めて適用する規定を新設。	委託契約書第59条 実施要領Ⅲ章20.

4. 令和7年度の主な改正内容

	項目	改正内容	委託契約書 実施要領
1	条件付き承認時の付帯条件遵守	生研支援センターが事前申請の承認時に付帯条件を付したときは、申請者は付帯条件を遵守する規定を新設。	委託契約書第33条第1項第六号 実施要領Ⅲ章8.(1)⑥
2	出願等及び設定登録等の際の運用	知財様式2（特許権等出願通知書（兼登録通知書））の報告期限について、国内案件は事象発生後90日以内→60日以内に変更。	委託契約書第34条第2項、第3項 実施要領Ⅲ章9.(2)、(3)
3	出願前の移転	協力機関以外の第三者との共同出願の場合には出願前の特許権等の移転扱いとな 実施要領に詳しく記載しています！	実施要領Ⅲ章16.、17. 主書
4	合併等の場合の措置	精生支 ①国内出願時、PCT国際出願時及び日本国への国内移行手続（※）時 ↓ 出願等を行った日から60日以内	委託契約書第37条の2 実施要領Ⅲ章13.
5	単年度契約の事業の特許権等の報告や申請の取り扱い	単契 ②外国への直接出願時及び日本国以外への国内移行手続時 ↓ 出願等を行った日から90日以内	委託契約書第41条の2、 第55条第1項第二号 実施要領Ⅲ章18.
6	特約条項	外途 ※国内移行手続とは、PCT国際出願後、各国内での実体審査を受けるため、各国の担当官庁に必要書類の提出等を行う手続きをいいます。 特約条項を定めて適用する規定を新設。	委託契約書第59条 実施要領Ⅲ章20.

4. 令和7年度の主な改正内容

	項目	改正内容	委託契約書 実施要領
1	条件付き承認時の付帯条件遵守	生研支援センターが事前申請の承認時に付帯条件を付したときは、申請者は付帯条件を遵守する規定を新設。	委託契約書第33条第1項第六号 実施要領Ⅲ章8.(1)⑥
2	出願等及び設定登録等の際の運用	知財様式2（特許権等出願通知書（兼登録通知書））の報告期限について、国内案件は事象発生後90日以内→60日以内に変更。	委託契約書第34条第2項、第3項 実施要領Ⅲ章9.(2)、(3)
3	出願前の移転	協力機関以外の第三者との共同出願の場合は出願前の特許権等の移転扱いとなり、事前申請の対象となる旨を明記。	実施要領Ⅲ章16.、17. 柱書
4	合併等の場合の措置	構成員の会社の合併、分割等が生じた際に社会実装ができないおそれがあると生研支援センターが判断し、再実施権付き通常実施権を要求した場合は、生研支援センターに無償で実施許諾させる規定を新設。	委託契約書第37条の2 実施要領Ⅲ章13.
5	単年度契約の事業の特許権等の報告や申請の取り扱い	構成員が第三者の子会社となった場合、構成員の親会社に変更した場合も含む	委託契約書第41条の2、第55条第1項第二号 実施要領Ⅲ章18.
6	特約条項	外国研究機関が参画する場合、その他生研支援センターが必要と認める場合は別途特約条項を定めて適用する規定を新設。	委託契約書第59条 実施要領Ⅲ章20.

5. 知財関連手続きの使用様式（一覧表）

赤枠：令和7年度改正箇所



知的財産の手続き	時期	使用様式
知財方針の策定	契約締結後速やかに	知財様式 6：知的財産の取扱方針
発明等（知的財産の創出）	出願前に報告（ノウハウは指定時に、著作物は遅滞なく）	知財様式 1：発明等報告書
国内出願、国外出願	事後報告 （60日以内） （外国出願の場合は90日以内）	知財様式 2：特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書
国内登録、国外登録	事後報告 （60日以内） （外国での登録の場合は90日以内）	知財様式 2：特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書
放棄、取下げ	事前通知	知財様式 3：特許権等放棄・出願取下げ事前通知書
発表等	事前（十分余裕をもって） 及び事後通知	広報様式 1：研究実施内容発表等事前・事後通知書
国内実施	事後報告	広報様式 3：研究成果利用・普及報告書
国内通常実施権（非独占的）の許諾	事後報告	知財様式 5：特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
国外実施	事前申請	知財様式 4：特許権等国外実施申請書 兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書
	事後報告	広報様式 3：研究成果利用・普及報告書
独占的通常実施権の許諾 専用実施権の設定・移転 国外実施を目的とした実施許諾 外国籍を有する者への実施許諾	事前申請	知財様式 4：特許権等国外実施申請書 兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書
	事後報告	知財様式 5：特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
移転	事前申請	知財様式 4：特許権等国外実施申請書 兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書
	事後報告	知財様式 5：特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
構成員の合併、分割等	事後速やかに	指定の様式無し（任意の様式、メール等で可）

事業終了後も権利が消滅するまで報告や申請の義務がある： 委託契約書第55条（存続条項）

6. 知財関連様式の留意点① 知財様式 6

知的財産の取扱方針の策定

(研究成果の考え方と方針の作成)

委託契約書

第28条 乙は、「**農林水産研究における知的財産に関する方針**」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に準じて、また「**生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針**」(令和4年12月13日生物系特定産業技術研究支援センター)に基づき**研究成果の管理を行うものとする。**

2 乙は、本契約の締結後速やかに**甲に事前協議を行い、**知的財産の方針を定め、「**知的財産の取扱方針(知財様式 6)**」を甲に提出しなければならない。また、**研究の進捗に応じて知的財産の方針を変更する場合は、甲に事前協議を行った上で、同様に「知的財産の取扱方針(知財様式 6)」を甲に提出しなければならない。**

3 乙は、**管理対象データに係るデータマネジメントプランを、原則として研究開始前に甲へ提出しなければならない。**

■ 研究成果の管理に当たっては、**農水省の知的財産に関する方針**に準じるとともに、**生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針**に基づきデータマネジメントプランを作成する等の対応が必要です。

【農林水産研究における知的財産に関する方針】
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-43.pdf>

【生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針】
https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/20221213_BRAIN-basic-policy-management.pdf



知的財産の取扱方針を**生研支援センターと協議しながらよく検討して定める**とともに、個々の管理対象データに係る収集・管理・利活用などのプランも立ててください。

6. 知財関連様式の留意点① 知財様式 6



(知財様式 6) 知的財産の取扱い方針

★ 委託契約締結後、速やかに本様式を提出
取扱い方針を変更した場合は、その都度速やかに提出

e-Rad課題ID(半角英数字)	12345678
------------------	----------

e-Rad番号を忘れずに！

令和 〇年 〇月 〇日

(知財様式 6)

「〇〇 (事業名)」に係る知的財産の取扱い方針

委託契約締結後、コンソーシアムにおいて知的財産の取扱い方針を定め、各事業の規定に従って本様式を提出してください。
(取扱い方針を変更した場合はその都度提出。)

1. 課題番号及び研究課題名

課題番号	00000
研究課題名	〇〇特性を持った△△新品種の育成、栽培技術及び長期貯蔵技術の開発

2. 知的財産の取扱い方針の作成者

コンソーシアム名	〇〇コンソーシアム
代表研究機関名	△△研究所
研究代表者名	〇〇領域長 〇〇 〇〇

3. 研究参画機関名

▲▲県農業試験場
(株) ■■

4. 研究実施期間

令和〇年度～令和〇年度

6. 知財関連様式の留意点① 知財様式 6

5. 研究成果の知的財産としての取扱いに関する基本方針

以下について記載すること。

- ① 当該研究課題において開発される予定の主な技術等（技術、品種、装置、機械、物質、素材、プログラム、データベース等）と、当該技術の知的財産としての取扱いに関する基本的な方針を記載すること。
- ② 当該研究課題の研究成果による特許権等と区別するため、本課題の社会実装に必要となる「委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等（バックグラウンド知財）」について、これから出願を予定しているバックグラウンド知財も含めて記載すること。また、コンソーシアム構成員だけではなく、協力機関及び第三者が保有する知財が必要となる場合についても併せて記載すること。
- ③ ①②等を踏まえて、それらの知的財産権を活用した社会実装（基礎研究の場合は、実用化研究へ発展）への道筋を記載すること。なお、海外展開等を予定している課題については、市場の拡大と技術流出防止の観点を考慮した上で方針を記載すること。

第三者の知財も対象

6. バックグラウンド知財の概要

※1) 研究機関名は、バックグラウンド知財を提供しようとする研究機関（協力機関及び第三者のバックグラウンド知財も含む）を記載する。協力機関及び第三者には組織名の後ろに（協力機関/第三者）のように表示する。

研究機関名 (構成員、研究機関名) ※1	本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等 (バックグラウンド知財) ※2				本委託研究課題との関連 ※3
	発明（品種）の名称	出願番号 出願日	出願案件の ステータス	登録番号 登録日	
△△研究所 ▲▲県農業試験場	〇〇の特性を持った 新品種の育成	特願2018-123456 2018/4/1	登録済	特許第xxxxxx号 2021/10/10	出願人/権利者： 課題名：
△△研究所 ▼▼大学（第三者）	××性を有するイネ科 植物の作出方法	出願予定 (□年×月頃) ※4			出願人/権利者： 課題名：

※4) 出願予定は、現在出願準備中もしくは本委託研究期間中にバックグラウンド知財として出願を予定しているもので、本委託研究の成果である特許権等と区別したいものを記載する。

※2) バックグラウンド知財は、本研究に利用しようとするものを記載する。

※3) 本委託研究課題との関連は、バックグラウンド知財を利用することが想定される委託研究課題名を記載する。

6. 知財関連様式の留意点① 知財様式 6

※1) 小課題名、担当研究機関名、研究成果の概要及び創出年度は、研究予定期間中に実施する全ての小課題に係る内容を記載する。

※2) 知的財産の取扱い及び活用方針は、研究予定期間すべてについて記載するよう務めるものとするが、少なくとも委託契約年度において得られる成果については記載する。

7. 各小課題における知的財産の取扱い方針

小課題名 (項目の場合は、 大項目・中項目・小 項目を記載) ※1	担当研究機関名 (構成員名)	想定される研究成果及び知的財産としての取扱い			
		研究成果の概要	創出 年度	知的財産としての取扱い ※2	知的財産としての活用方針 ※2
1. ○○の特性を持った●●新品種及び○○の特性を最大限引き出す栽培方法の開発	△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った新品種の育成	R6	育成者権 (国内、国外)	国内種苗会社等へF1品種として広く利用許諾し普及する。 また、海外流出を防ぐため、親系統は秘匿化する。
		温室での自動温度管理及び栽培を行うプログラム	R7	著作権 (プログラム) ※3	自動で温度測定、温度調整から栽培までを一環して行うプログラムをイチゴの温室栽培で活用する。
2. ●●の長期貯蔵条件の解明及び長期貯蔵の開発	△△研究所 (株) ■■	●●の長期貯蔵を可能とする包装材の開発	R5	特許権 (日本) 権利者: (株) ■■	(株) ■■において実用化する。
		新たな包装材を用いた●●の長期貯蔵方法	R8	ノウハウとして秘匿 (5年間) ※4	包装材の販売と合わせて、秘密保持契約を締結した上で、販売先の情報開示する。なお、5年間ノウハウとして秘匿後、マニュアル化して公知化する。

※3) 本様式に記載いただく著作権の種類としては「プログラム」があげられるが、プログラムには「アプリケーション (ソフト)」、「OS (オペレーティング・システム)」、「モジュール」、「ソースコード」、「クラウドシステム」等が含まれる。

※4) ノウハウとは、委託契約書第27条2項3号の『技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるもののうちから、乙及び乙構成員が協議して秘密として管理すべきと指定したもの』です。

6. 知財関連様式の留意点② 知財様式 1



(知財様式 1) 発明等報告書

★ノウハウも含めて、発明等がなされた際にまず提出する様式

e-Rad課題ID (半角英数字) 12345678

(知財様式 1)

発明等報告書

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名： 発明等を行った委託先の研究機関名を記す。

研究実施責任者名： 上記研究機関の研究実施責任者名を記す。

【契約履歴 記載例】

※単年度契約 (例:単年度契約で令和5年4月1日～令和8年3月31日まで、3年間実施した場合)

・「令和5年4月1日付け、令和6年4月1日付け、令和7年4月1日付け委託契約に基づく～」と記載してください。

※複数年度契約 (例:令和5年4月1日付けで複数年度契約をしている場合)

・「令和5年4月1日付け委託契約 (令和〇年〇月〇日変更契約) に基づく～」と記載してください。

・変更契約をしている場合は、直近の変更契約日を () 書きで記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約 (変更契約している場合は「(〇〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。) に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として、下記 2 項に記載した発明等を行ったので (コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。) 、報告します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域 (研究課題) 名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記入する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関名：委託契約書の「代表機関名」、「代表者名」を記入する。
研究代表者名	××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

発明者名 （ 共同発明 の場合は 全発明者 を記入）	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）
出願人名 （ 共願 の場合は 全出願人名 を記入）	××大学 ××研究所（第三者）
出願前の移転（予定）	協力機関以外の第三者が出願人に加わる場合は要記載。（補足説明２（４）を参照。） 有または無を記す（「有」の場合は移転予定日、移転元を明記）。
発明等の名称	○○○○○○○の開発方法
発明等の概要	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ （概略を記載する）
従来技術との相違点・新規性	・特許権であれば報告者が「新規性」「進歩性」と考えている部分を簡潔に記載、意匠権であれば「新規性」と考えている部分を簡潔に記載、「育成者権」であれば「区別性」がある範囲を簡潔に記載。
発明等の取扱い方針	権利化・ノウハウとして秘匿（いずれかを記載）
特許権等の対象	特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、著作権、ノウハウ等 （いずれかを記載、著作権の場合は著作物作成日も記入。）
国外出願の予定	有・無・未定（いずれかを記載）
本事業との関連	研究課題のうち中課題「～の開発」に係る研究成果である。
特記事項	・共同出願等をする場合は、共同出願契約締結の進捗状況等を記入して下さい。 ・第三者と共同出願等をする場合は、「委託先（或いは「コンソーシアム構成員）」以外の○○○との共同出願等において、○○○は、○○委託契約書の秘密保持及び特許権等に係る規定の適用を受けることについて同意しました。」と記入して下さい。 ・第三者と共同出願等する場合等において、より広い権利を得ることを目的として委託研究以外の成果を含む出願である場合は、委託業務の成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載してください。 ・本委託事業又は他事業の成果（バックグラウンド知財を含む）を使用した場合は、その旨を記載ください。 ・権利化予定のものの場合には、学術論文だけではなく当該特許権等の先行文献調査（特許調査など）を行ったかどうかを記入してください。

委託先又は構成員以外の者である場合は
「(第三者)」を明記

令和7年度
改正で欄追加

権利化する場合に重要！

※ 「共同出願等」とは、産業財産権等の共同出願又は著作権、ノウハウの共有のことを指します。

6. 知財関連様式の留意点③ 知財様式 2

(知財様式 2) 特許権等出願通知書 (兼 登録通知書)

★特許等の出願 (PCT出願、国内移行手続も対象)
及び登録を行ったときに提出する様式

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

(知財様式 2)

該当する□にチェック

☒ 特許権等 出 願 通 知 書
☒ 特許権等 登 録 通 知 書

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名：

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。

↓ 該当する□にチェック

☒ 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約 (変更契約している場合は「(令和〇〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。)に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を出願したので、出願したことを証する資料を添えて (コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記) 通知します。

☒ 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約 (変更契約している場合は「(令和〇〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。)に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を登録したので、登録したことを証する資料を添えて (コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記) 通知します。

特許等を「出願」した場合 (PCT出願、国内移行手続時も)

特許等を「登録」した場合

6. 知財関連様式の留意点③ 知財様式2

↓ 該当する□にチェック

2. ☐ 出願した特許権等
☐ 登録した特許権等

出願国等	日本国、米国、PCT（日本国を指定国に含む／含まない）等
特許権等の種類	特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、著作権等を入力
出願番号等	○○○○－○○○○号（出願日、国外案件は国際出願日： 年 月 日）
登録番号等	○○○○○○号（登録日： 年 月 日）未登録の場合は記入不要。
権利期間	年 月 日迄 未登録の場合は記入不要。
発明考案等の名称	英文の場合は和文を明記する。
発明者名 （共同発明の場合は全発明者を記入）	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。
特許権等の権者名 （共同発明の場合は全発明者を記入）	××大学 ××研究所（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。
優先権主張	有または無を示す。「有」の場合は出願番号と出願日： 出願人：
出願前の移転	協力機関以外の第三者が出願人に加わる場合は要記載。 有または無を記す（「有」の場合は移転予定日、移転元を明記）。
し国 た内 国移 行	国名を明記。 発明考案の名称： 出願番号： 移行日：
	発明考案の名称： 出願番号： 移行日：
代理人	
特記事項	共同出願の出願通知書の場合は、 出願人の持分比を記入し 、共同出願契約等を締結済みであることを記入してください。なお、コンソーシアム方式で第三者と共同出願する場合は、他の全ての構成員の同意を得ていることも記入してください。 また、優先権主張出願の出願通知の場合、基礎出願時から追加した内容があれば簡単に記入してください。

令和7年度
改正で欄追加

令和7年度
改正で追記

6. 知財関連様式の留意点③ 知財様式 2

委託契約書 第33条（特許権等の帰属）第3項

乙構成員は、第1項の規定により乙構成員に帰属するとされた当該特許権等に係る**国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願**を行う場合は、**出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨**を表示しなければならない。



国内の ◎特許出願
◎実用新案登録出願
◎意匠登録出願
を行う場合は、（記載例）のとおり、出願に係る書類に
「**国等の委託研究の成果に係る出願である旨**」を記載する
ことを忘れないでください！



実施要領 Ⅲ章 8. (3)

（記載例）

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】の欄を設けて記載。

「令和○年度、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター『○○事業（△△プロジェクト）』、産業技術力強化法第17条の適用を受ける
□□出願」

6. 知財関連様式の留意点④ 広報様式 1

(広報様式1) 研究実施内容発表等事前・事後通知書

e-Rad課題ID (半角英数字)

12345678

コンソーシアム名 : ○○○

研究実施機関					報告の具体的な情報							
提出日 ※セル書式「文字列」 ※「YYYY/MM/DD」形式	生研支援センター受領日 ※セル書式「文字列」 ※「YYYY/MM/DD」形式	試験研究計画名又は実施課題名	研究実施機関(構成員名)	研究実施者名	発表形態(①学会等発表(ポスター発表含む)、②論文発表(学術誌、雑誌等)、③マスコミ取材(TV、新聞)、④プレスリリース、⑤HP掲載、⑥イベント開催、⑦出願公表(使用しない)、⑧試作品、研究データ等の第三者への提供、⑨その他) ※プルダウン選択	発表タイトル ※適切なタイトルがない場合は、簡略な件名を記載	発表者、著者、対応者全員の氏名および所属(所属がD列の研究実施機関である場合は省略可)	公表の内容(概要) 公表内容の概要を200字以内で記載するか、「別紙の通り」と記し公表原稿を添付する。加えて、 ①学会等発表の場合は、大会、研究会等の名称、開催予定日時を記す。 ②論文発表の場合は、投稿予定誌名を記す。 ③マスコミ取材の場合は、取材日、マスコミ名、取材者氏名、放映・掲載予定日を記す。 ④イベント開催の場合は、イベント名、開催予定日時を記す。 ⑤試作品、研究データ提供の場合は、第三者の名称を記す。なお、NDA、共同研究契約書等の添付が必要な場合がある。	事業名の明示(表記、口頭) 事業名の記載がない場合は事業の成果として認められません。 ※プルダウン選択	【公表内容の権利化について】 ・特許権等の出願(もしくは出願予定)例) 特許権等の出願：出願済／出願予定(○○年○月) ・未出願で公表する理由(出願済の場合は記載不要)例) 未出願で公表する理由：○○○のため先に公表するが1年以内のなるべく早期に出願する。	プレスリリース、マスコミ取材後の発表実績の有無 ※プルダウン選択	公表後、この欄に確定情報を追記のうえ再度ご提出ください。 (掲載された要旨集・雑誌名、巻号ページ、放映・掲載年月日、番組名、新聞名・掲載面URL等。イベント開催等の場合は、参加者数)
★不特定多数又は特定の第三者への情報公開 ・試作品等の提供時に事前提出する様式で、事後にもその結果を報告 報告義務期間：委託研究開始日から、委託期間の最終年度が終わった5年後まで					秘密保持や特許出願の有無に留意すること！							

6. 知財関連様式の留意点⑤ 知財様式 3

(知財様式 3) 特許権等放棄・出願取下げ事前通知書

★特許権等の放棄と出願取下げを事前通知するための様式

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

(知財様式 3)

特許権等 放棄・出願取下げ事前通知書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名 :

代表者名 : 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。

↓該当する□にチェック

☒ 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく、下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を**放棄**したいので、（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）事前に通知します。

☐ 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく、下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を**出願取下げ**したいので、関係書類を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）事前に通知します。

所定期間内に手続きをせずに“放置”する場合は、事案ごとに「放棄」または「取下げ」を判断して選択してください。

6. 知財関連様式の留意点⑥ 広報様式 3

(広報様式 3) 研究成果利用・普及報告書

★研究成果全般について、研究段階ではなく
利用・普及段階の内容の報告様式

研究成果利用・普及報告書

委託等研究で得られた研究成果について、下記のとおり、利用・普及されたので報告します。

特許権等の「実施報告」も
利用・普及した内容が対象

2. 特許権等を使用する場合の対象特許権等（該当しない場合は記入不要）

特許権等の種類	登録番号／出願番号等	特許権等の名称	特許権等権者／発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)
特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、著作権、ノウハウ等 ※いずれかを記載。	○○○○－○○○○号 出願日： 年 月 日 登録日： 年 月 日 (権利期間： 年 月 日迄)	※英文の場合は和文を併記。	××大学 / 発明太郎 ××研究所（第三者） / 発明花子 ※特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。

3. 利用・普及状況 ☐: 普及した（研究成果が世の中に広まっている）と判断する場合はチェックを入れてください。

開発した技術等の名称	※利用・普及した技術名等を記載。
開発した技術等の概要	・利用・普及されている開発技術等の概要がわかるように記載し、上市又は事業化された場合は、農業資材、農業機械、農薬、食品等、製品化して上市した商品名を記載。 ・生産現場に導入された場合は、生産技術や開発した技術等の内容がわかるように記載。 ・育成マニュアルなど、HP等に内容を掲載している場合には、そのURLなどを記載。

6. 知財関連様式の留意点⑥ 広報様式 3

(広報様式 3) 研究成果利用・普及報告書 の報告事項

利用・普及とは

実施要領Ⅲ章 5. (4)

- ・試作品の開発
- ・モニター調査の実施
- ・試験栽培や介入試験の実施
- ・資金調達の開始
- ・事業会社の設立
- ・製造設備の設置
- ・奨励品種への採用
- ・現場への技術導入や導入拡大
- ・種苗や製品の販売、サービスの提供・拡大
- ・その他、これに類するもの

利用・普及のステージが進めば
都度その状況を報告

	研究段階	実用段階	報告義務期間
特許権等の実施	—	←→	発明等がなされて以降 権利存続期間終了まで
その他の技術の実施	—	←→	委託研究開始日から、委託期間 の最終年度が終わった5年後まで

各課題の実情に応じて判断

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4

知財様式 4 は、唯一の事前申請の様式。

研究成果に係る特許権等について、次の行為を行う場合は、事前に代表機関を通じて生研支援センターに提出し、承認を得なければならない。

e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678	
(知財様式 4)	
☐ 特許権等 国 外 実 施 申請書	
☐ 特許権等 専用実施許諾・独占的实施許諾 申請書	
☐ 特許権等 移 転 申請書	
令和〇年〇月〇日	

委託契約書 第35条 (特許権等の実施) 第 2 項

国外で実施する場合 (自己実施、実施許諾若しくは移転を受けた者による実施)

委託契約書 第36条 (特許権等の実施許諾) 第 2 項

第三者に対して独占的通常実施権の許諾、専用実施権の設定若しくはその移転を行う場合

委託契約書 第36条 (特許権等の実施許諾) 第 3 項

国外での実施を目的とする実施許諾、外国籍を有する者に実施許諾する場合

委託契約書 第37条 (特許権等の移転) 第 2 項

第三者に移転を行う場合

委託契約書 第37条 (特許権等の移転) 第 3 項

**国外に保有する特許権等を第三者に移転する場合
国内に保有する特許権等を外国籍を有する者に移転する場合**

} 特許権等移転申請書に加え、
特許権等国外実施申請書の提出が必要です💡

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4

2. 対象となる特許権等

特許権等の種類	特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、著作権、ノウハウ等を入力
特許権等の出願番号	国内出願番号： ○○○○－○○○○号 （出願日： 年 月 日） 実施国出願番号： ○○○○－○○○○号 （出願日： 年 月 日） PCT出願： 有・無のいずれかを記載 優先権主張： 有・無のいずれかを記載し、有の場合は優先する出願番号を記載。
特許権等の登録番号	国内登録番号： ○○○○－○○○○号 （登録日： 年 月 日） 実施国登録番号： ○○○○－○○○○号 （登録日： 年 月 日）
権利期間	国内 年 月 日迄 実施国 年 月 日迄
発明考案等の名称	国内登録名称： ○○○○ 外国語表記： ○○○○ ※国外で出願している場合
発明者名 （共同発明の場合は全発明者を記入）	発明太郎 ××大学××研究室 発明花子 ××研究所××解析室（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。
特許権等の権者名 （共有の場合は全権者名を記入）	××大学 ××研究所（第三者）←委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。
ノウハウ、著作権の場合の記入欄	ノウハウ、著作権の場合は、発明者と所属及び当該発明の概略を記入。

令和7年度改正で
一部文言削除

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4

4. 申請書の記入区分

申請区分			記入する表		
			＜国外実施※＞	＜専用実施許諾・ 独占的实施許諾＞	＜移転＞
		実施場所			
1	自己実施	国外	○		
2	通常実施許諾	国外	○		
3	専用又は独占的実施許諾	国内のみ		○	
4	専用又は独占的実施許諾	国外	○	○	
5	移転	国内のみ			○
6	移転	国外	○		○

※ 国内実施を計画する外国籍を有する者（個人にあっては日本国以外の国籍を有する者、団体にあっては設立の準拠法にかかわらず、外国資本が50%超又はそれに準ずる者）に実施許諾若しくは移転をする場合も該当します。



国内での自己実施、日本国籍の者に対する国内での非独占的な実施許諾は事前申請不要。
 → 前者は広報様式3、後者は知財様式5による事後報告のみ。

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4



国外案件の場合は例外なく、また試験研究目的の実施であっても事前申請が必要です！

① 特許権等の実施場所が国外である場合

例 1) 研究成果である特許技術を用いて作出した作物の種子（品種登録は行っていない）を国外に持ち出し、病害抵抗性の試験を国外で実施

👉 **特許権の国外実施**

例 2) 研究成果である育成中の系統（ノウハウも含む）を国外に持ち出し、病害抵抗性の試験を国外で実施

👉 **育成中の系統の国外実施**

② 特許権等を実施する者が外国籍を有する者である場合

例) 研究成果である栽培管理方法に係るプログラムについて、外資系企業の日本法人に利用許諾。

許諾先は、栽培管理方法に係るプログラムを日本国内で実施

👉 **著作権の外国籍を有する者への実施許諾**

実施場所が国内でも、許諾先が外国籍を有する者の場合は国外案件に該当します！

③ 国外に保有する特許権等を実施・実施許諾・移転する場合

例) 事業方針変更により、研究成果として得た国内の特許権とともに国外に保有する特許権も一括して第三者に移転し、その技術を用いて当該第三者が技術開発を実施

👉 **国外に保有する特許権の移転**

①～③のいずれか 1 つでも当てはまれば、国外案件に該当します！

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4

国外案件の申請を承認するか審議にあたり、参考とするポイントは以下のとおりです。

- 国内農林水産業・食品産業等に悪影響を及ぼさないこと。
- 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと。
- 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと。
- 「海外ライセンス指針」（令和5年12月25日農林水産省策定）を踏まえた取組になっていること。
- 当該特許権等を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと。
- 当該特許権等を活用するための事業計画等を有し、実用化・商品化が見込まれること。
- 農林水産業・食品産業等に関する技術向上が見込まれること。

専用実施許諾・独占的实施許諾または移転の申請を承認するか審議にあたり、参考とするポイントは以下のとおりです。

相手先が、

- 当該特許権等を活用するための事業計画等を有し、商品化・事業化が見込まれる者であること。
- 当該特許権等を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反しないこと。
- 将来、倒産や買収等によって、当該特許権等の活用が阻害される恐れがないこと。

専用実施許諾・独占的实施許諾または移転によって、

- 農林水産業、食品産業等に関する技術向上が見込まれること。
- 国内企業等（大学、研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスするが困難になる恐れがないこと。
- 国内企業の競争力維持に対して不利益がもたらされることはないこと。

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4

実施許諾先、移転先に約させる事項

委託契約書 第36条第1項、第37条第1項

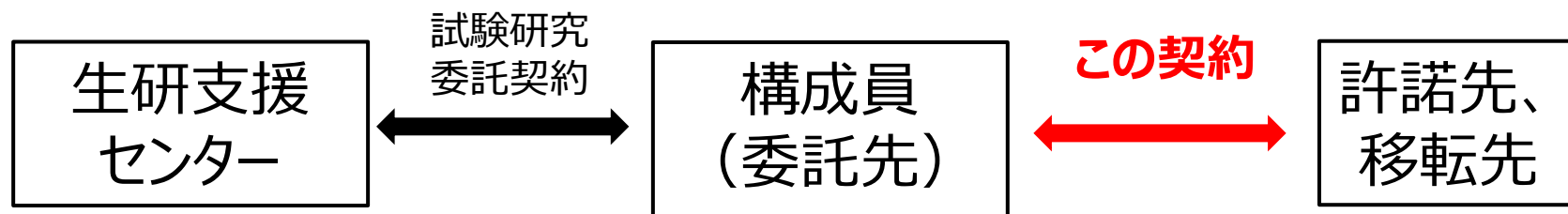
生研支援センターは、実施許諾先や移転先とは直接契約できないため、実施許諾や移転を行う場合には、**権利者である構成員と実施許諾先／移転先との間の契約において**、生研支援センターと構成員（コンソーシアム）が締結した委託契約書の関係条項（実施報告等）の運用に支障が生じないように定めることを規定。



実施要領Ⅲ章11.（1）

実施許諾先／移転先の第三者は、実施状況などを構成員に通知し、構成員が生研支援センターに報告。

※実施許諾における「実施」には、定義どおり試験研究を目的とするものも含む。



※実施許諾、移転の申請書（知財様式4）／報告書（知財様式5）には**契約書の写しの添付が必要**

6. 知財関連様式の留意点⑦ 知財様式 4

重要!

ご相談を受けてから、承認の文書を発出するまで最低3か月かかります。
事前申請になりそうと思われる場合は、最低3か月前を目途に
お早めに生研支援センターへご相談ください。

STEP 1

コンソーシアム



知財様式4の提出に係る案件が発生した場合、
まずはご相談ください。



生研支援センター



STEP 2



知財様式4及び添付資料を作成いただき、
生研支援センターへ提出をお願いします。
※記載内容の修正や追加の確認等お願いすることがあります。



STEP 3



生研支援センター内の所内手続きの完了後、
承認文書を発出します。



6. 知財関連様式の留意点⑧ 知財様式 5

(知財様式 5) 特許権等実施許諾報告書 (兼 移転報告書)

★ 実施許諾又は移転を行ったときの報告様式

(知財様式 5)	e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678
☐ 特許権等 実施許諾 報告書	
☐ 特許権等 移 転 報告書	
	令和 年 月 日

知財様式 4 で事前申請を行い承認を得た案件についても、
知財様式 4 による事前申請対象にならなかった案件についても、
実施許諾又は移転を行ったときは知財様式 5 により報告してください。

※ 構成員は、実施許諾先／移転先の第三者に対して、実施状況などを構成員に
通知するよう約させる必要があります。(30ページ参照)

7. 知財様式・広報様式の掲載場所

生研支援センターホームページ

トップ → 委託契約・知財手続等 → 委託業務研究実施要領（共通様式）をクリック！



▶ サイトマップ ▶ お問い合わせ ▶ English



Google 提供

検索

生研支援センターについて

研究事業情報

研究成果情報

委託契約・知財手続等

プレスリリース・広報

委託業務研究実施要領(共通様式)

知的財産に関する手続き等

研究活動の不正行為等への対応

外国研究機関の参加(新方式)

スタートアップ総合支援センター
【SBIR支援】



実用化

構想

発想



→ 概要 → 組織図 → アクセス → お問い合わせ → 採用情報 → 調達情報

新着情報

プレスリリース

イベント・セミナー

研究活動報告

7. 知財様式・広報様式の掲載場所

生研支援センターホームページ トップページ下のバナーからもアクセスできます！



委託業務研究実施要領(共通様式)

事務連絡(BRAINからのお知らせ)一覧

- 2025年5月16日 令和7年度委託業務研究実施要領～事務処理関係編～ P.118 III-21.「知財関連手続きフローチャート」を一部修正いたしました。(更新履歴参照) **NEW!**
- 2025年5月7日 令和7年度委託業務研究実施要領～事務処理関係編～を更新しました。
- 2022年12月13日 生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針を策定しました。 [PDF: 916 KB]

委託業務研究実施要領～事務処理関係編～

[更新履歴](#)

関係機関等

委託業務補足資料

広報様式

事業様式

経理様式

知財様式

知財様式1	発明等報告書	[Word: 39.7 KB]	
知財様式2	特許権等出願通知書(兼登録通知書)	[Excel: 16.7 KB]	
知財様式3	特許権等放棄・出願取下げ事前通知書	[Excel: 16.3 KB]	
知財様式4	特許権等国外実施申請書(兼専用実施許諾・独占の実施許諾申請書・兼移転申請書)	[Excel: 70.8 KB]	
知財様式5	特許権等実施許諾報告書(兼移転報告書)	[Excel: 16.1 KB]	
知財様式6	知的財産の取扱方針	[Excel: 20.4 KB]	

8. 「知的財産に関する手続き等」のページについて

生研支援センターホームページ

トップ → 委託契約・知財手続等 → 知的財産に関する手続き等 をクリック！



▶ サイトマップ ▶ お問い合わせ ▶ English



Google 提供

検索

生研支援センターについて

研究事業情報

研究成果情報

委託契約・知財手続等

プレスリリース・広報

委託業務研究実施要領(共通様式)

知的財産に関する手続き等

研究活動の不正行為等へ

外国研究機関の参加(新方式)

スタートアップ総合支援
【SBIR支援】



→ 概要 → 組織図 → アクセス → お問い合わせ → 採用情報 → 調達情報

新着情報

プレスリリース

イベント・セミナー

研究活動報告

8. 「知的財産に関する手続き等」のページについて

知的財産に関する手続き等

知的財産に係る手続きの説明資料

- [知的財産に係る手続きの説明資料\(2025年度版\)](#) 【PDF:2.23 MB】 **NEW!**
- [知的財産に係る手続きの説明資料\(2024年度版\)](#) 【PDF:2.35 MB】
- [知的財産に係る手続きの説明資料\(2023年度版\)](#) 【PDF:1.48 MB】
- [知的財産に係る手続きの説明資料\(2022年度版\)](#) 【PDF:2.15 MB】
- [知的財産に係る手続きの説明資料\(2021年度版\)](#) 【PDF:4.68 MB】

知的財産に関する手続きを行うにあたり、参考にさせていただきたい情報を掲載しています💡

手続きに関する様式

手続きに関する様式は[こちら](#)

知的財産関係の手続き等に関するFAQ

委託先から寄せられる知的財産関係の手続き等についてよく頂く質問と回答を掲載しています。

- [知的財産関係の手続き等に関するFAQ](#) 【PDF:255 KB】

関連リンク

- ①農林水産研究における知的財産に関する方針
- ②農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き
- ③改正種苗法について
- ④海外ライセンス指針
- ⑤ライフサイエンス分野の審査基準等について



本資料は、委託先の皆様のご理解が進むよう、ご参考までお示ししているものです。

記載内容の詳細に係ることやご不明な点については、担当の研究リーダー、事業推進部の各事業課担当者を通じて企画情報部企画課知的財産担当までご相談ください。

※担当の研究リーダー及び事業課担当者の連絡先がご不明な場合は、下記メールアドレスへご連絡ください。

企画情報部企画課 知的財産担当

メールアドレス：PaG@ml.affrc.go.jp

（お問い合わせにつきましては原則メールでのみ承ります。）